

自由満期型定期預金規定（あいぎんフリー定期規定）

2025 年 1 月 1 日現在

1. （利息）

- (1) この預金の利息は、解約時（一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限、一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率に利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日（継続をした場合はその継続日。以下同じです。）から最長預入期限（解約するときは解約日、一部支払いをするときは一部支払日）の前日までの日数について上記と同様の方法により計算し、あらかじめ指定された方法によって指定口座へ入金するか、または元金に組み入れて（解約するときはこの預金とともに、一部支払いをするときは一部支払いする元金とともに）支払います。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ① 6か月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率 |
| ② 1年以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率 |
| ③ 2年以上3年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率 |
| ④ 3年以上4年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率 |
| ⑤ 4年以上5年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率 |
| ⑥ 5年 | 預入日における店頭表示のこの預金の「5年」利率 |

なお、上記の預入期間に応じた利率を店頭表示の利率と異なる約定利率とした場合は、対象となる預入期間にのみ「約定利率」を適用し計算します。

- (2) 一部支払い後の残余の預金（以下「一部支払い後の預金」といいます。）についての利息は一部支払日以降も約定利率を適用して計算します。

ただし、この預金の預入日現在において当行がこの預金の店頭表示の利率に関して金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって店頭表示の利率に差異を設けている場合で、一部支払い後の預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなった時は、一部支払日以降、一部支払い後の預金の利息は、この預金の預入日に同じ預入期間にて一部支払い後の預金の金額相当額を預けた場合に適用される店頭表示の利率を適用して計算します。

- (3) 自動継続扱いで、継続を停止した場合の利息は、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。
- (4) この預金の最長預入期限以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における最長預入期限以後の利息を含みます。）は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を定期預金共通規定第11条第1項により預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日前に解約する場合および同条第3項または第4項により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. （通知等）

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

3. （規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上